

一般社団法人石巻植物検疫協会定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人石巻植物検疫協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）の趣旨にのっとり、植物検疫に関係ある者の事業及び国が行う植物検疫事業の円滑な推進を図り、もって我が国の農林産業の安定及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 植物検疫に関する広報啓蒙
- (2) 植物検疫に必要な調査研究及び諸情報の収集並びに資料の作成配布
- (3) 植物検疫に関する諸申請書類の作成及び検査の立会
- (4) 植物検疫に係る受検及び事務手続きに関する指導助言
- (5) 輸出入植物の選別及び消毒確認の立会
- (6) 植物防疫所その他関係機関との連絡調整及び諮問に対する答申
- (7) 輸出木材こん包材に関する消毒証明
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人の会員は、次の 2 種とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に

関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第 6 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第 7 条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため総会において別に定める入会金及び会費等を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び賛助会費等を納入しなければならない。

（会員資格の喪失）

第 8 条 後 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

（退会）

第 9 条 正会員及び賛助会員は、退会届を会長に提出していつでも退会することができる。

（除名）

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上が出席し、かつ総正会員の 3 分の 2 以上の議決権の多数による決議（以下「特別決議」という。）に基づき除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第 3 章 総 会

（構成）

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費等の決定
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 総会は、あらかじめ総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(開催)

第 13 条 この法人の総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって一般法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的事項及び招集の理由を示して、総会の招集をすることが出来る。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、総会の特別決議に基づ

いて行わなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任
- (5) その他法令又は、この定款で定められた事項

(書面表決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の規定により議決権を行使した正会員は、当該総会において出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合に、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び総会に出席した会員で議長に指名された2名以上の議事録署名人は前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること
- (2) いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること

(役員任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退

任した理事又は監事はあらたに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会の特別決議に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事については、理事会で決議した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。支給の基準及び金額は別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
- (4) 各種規則、規程並びに基準の制定、変更及び廃止に関する事項
- (5) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは副会長が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは各理事が理事会において副会長の中から議長を選出する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 3 議長は、理事として議決に加わることはできない。ただし、可否同数の場合には、議長の裁決するところによる。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の管理・運用)

第 33 条 この法人の資産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て定める。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受け総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 事業年度開始前に予算が成立しないときは、成立する日まで前事業年度予算に基づき実施する。
- 3 前項による収支は、あらたに成立した予算に基づくものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が

次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

（剰余金の処分制限）

第36条 この法人は、会員その他の者に対し剰余金の分配をすることはできない。

（事業年度）

第37条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第38条 この定款は、総会の特別決議により変更することができる。

（解散）

第39条 この法人は、総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第40条 この法人が清算するとき有する残余財産は、国又は地方公共団体若しくは公益社団法人に贈与するものとする。

第8章 事務局

（設置等）

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については理事会の承認を得て会長が定める。

第9章 情報開示

(備付け帳簿及び書類)

第42条 この法人は、次に掲げる帳簿及び書類を事務所に備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) 役員等の報酬支給基準
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 帳簿及び書類等の備置期間及び閲覧については、法令の定めにより行う。

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は次のとおりとする。

会 長 羽 田 徹

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一 部 改 正 平成28年8月23日、平成28年9月1日から施行する。